

## 第3章 施策の展開



### 1. 基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摂に対する意識の向上

#### 現状と課題

- 地域で暮らす人には年齢・性別・障害(がい)の有無・国籍(ルーツ)など様々な違いがあり、考え方や抱える不安、悩みなども多種多様です。また、国では地域共生に向けて孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、認知症対策などの視点での取組も進められています。
- 市や教育委員会による啓発事業や各まちづくり協議会における学習会の実施など当事者への理解を促進し、差別や排除のない地域づくりに取り組んでいます。
- 一方で、人権が尊重されていないと考える人や、障害(がい)を理由とする差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある(あった)」人がいる状況です。
- また、専門職と市民において、理解の進んでいないことへの関心喚起・理解促進、理解を深めるための福祉学習が重要視されています。更に、専門職から、情報格差の問題とともに、市による正しい情報の発信が必要であるとの意見が出されています。
- あわせて、専門職からは、「本人や家族が気軽に参加できる場」「世代を超えて使える場や若者の居場所」の充実が必要との意見があり、活動者においても世代や分野に関わらず今後対応が必要なこととして「誰もが安心して過ごせる居場所づくり」が重要視されています。
- 福祉学習については、宝塚ボランティアプラザ<sup>ツカボ</sup>zukavo(以下、「zukavo」という。)による福祉学習プログラム集の発行やプログラム体験会の開催、介護事業者による新規プログラム開発など福祉学習プログラムの充実が図られています。
- 情報発信については、市、宝塚市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)での専用ウェブサイト開設など、居場所や活動等の地域情報の一元化により市民が地域情報を得やすい環境を整え、紙媒体とともにデジタルを活用した情報発信に取り組んでいます。
- 居場所については、地域の身近な居場所が充実してきており、民間企業等の協力によりクールシェアスポット\*のような立ち寄りスポットも増えています。
- 本市における再犯率は、近年減少傾向にあり、全国及び兵庫県の平均を下回ってはいるものの、刑法検挙人員数のうち4割強が再犯となっています。支援者においては、再犯の主な理由として「社会の受入環境が整っていない」ことがあげられています。

課題① 幅広い啓発活動を土台に、当事者の社会参加や当事者理解を促進する取組が必要で、孤独・孤立対策等の視点も意識して進める必要があります。

課題② 身近な地域における福祉学習機会の充実、外国にルーツのある人など様々な人々との交流機会を広げていく必要があります。

課題③ 地域情報の集約では、情報の把握や更新作業の負担を軽減できるよう、市や社協等に情報が集まる働きかけなどを行い、継続的に適切な情報を発信する必要があります。

課題④ 居場所づくりについては、幅広い分野との連携により、既存の場を生かす仕組みや視点で取り組む必要があります。

課題⑤ 誰もが孤立せず、安全で安心して暮らせる地域となるよう、犯罪や非行をした人が、社会の一員として安定した生活を営み、犯罪が繰り返されないようにするため、再犯防止推進の取組を進める必要があります。

クールシェアスポット | 企業・店舗・公共施設が夏に開放する涼しい立ち寄りスポット。令和5年度(2023年度)から市と社協が、民間企業等の協力を得て「クールシェアたからづか」と銘打ち、取組を展開。涼を共有することで、そこに集まる人たちがゆるやかにつながり、地域の中で交流が生まれることを期待する取組。

## 施策①

## 当事者理解・当事者参加の促進

### 取組の推進方針と主な取組

### 重点施策

#### 多種多様な生きづらさに対する理解促進・意識醸成

市民一人一人が、多種多様な生きづらさに対する正しい理解と認識を持ち、互いに認め合い、互いに支え合える、誰もが暮らしやすい地域になるよう、更なる意識醸成を進めます。啓発事業に取り組むにあたっては、庁内で連携を図りながら、「地域共生社会」の実現をめざし、内容の充実に努めます。

##### 主な取組

- 人権教育や社会教育等との連携による、市職員や市民等が共に学ぶ機会の充実
- 地域ごとのまちづくり計画に掲げる当事者理解の取組に対する市や社協による支援の促進

#### 当事者参加の促進に向けた支援

当事者が地域とのつながりを築き、地域の一員として、共に地域づくりを進めていけるよう、セルフヘルプグループ\*のような当事者の団体などとの協働により参加の促進に取り組みます。

当事者やその家族などが抱える課題を共有し社会参加を促進できるよう、社協で取り組んでいるセルフヘルプグループの立ち上げや運営支援、セルフヘルプグループ間の交流会の実施などを引き続き進めます。また、おおむね小学校区ごとの話し合いの場である校区ネットワーク会議への当事者の参加が進められており、今後更に進むよう支援を行います。

##### 主な取組

- 市と社協などの協力によるセルフヘルプグループなどとの協働と当事者間の交流機会の推進
- 専門職や当事者仲間からの働きかけと、支援者と地域活動者との協働による地域の話し合いの場への当事者参加の促進

**セルフヘルプグループ** | 生活の難しさや生きづらさを感じている当事者や家族が、同じような悩みを抱えている人々と相互に助け合いながら、その困難さを乗り越えるために活動する集まり。自助グループや相互援助グループともいう。

## 施策② 福祉学習や異文化理解の推進

### 取組の推進方針と主な取組

#### 主に子どもを対象とした福祉学習の機会充実

地域共生社会の実現に向けて、子どものころから福祉や人権の意識を高められる学びや体験の機会拡充に取り組みます。

これまで取り組んでいる福祉学習プログラムの充実を図るとともに、福祉学習の機会が多様な交流・つながりづくりの契機となるよう、地域における子どもたちの学ぶ場や機会を拡充します。既存の交流機会や居場所を活用し、当事者、活動者、そして子どもが主役となって、それぞれの個性を生かして互いに学び合える福祉学習に取り組みます。

また、協働の地域づくりや地域福祉活動につながるよう、セルフヘルプグループ等の団体や社会福祉法人等の事業者と連携し、福祉学習を通じた協働の取組を展開します。

#### 主な取組

- 社協や地域の活動団体等との協働による福祉学習プログラムの内容充実
- 既存の活動や居場所等を活用した地域における子どもたちの学習機会の充実
- 地域団体等と社会福祉法人等が連携して進める福祉学習プログラムづくりや地域づくりの推進

#### 異文化理解への意識づくり

外国人人口が増加する中、地域において、外国人や外国にルーツのある人が孤立することなく、互いに理解し合い、共生できるよう、交流機会の促進など異文化理解の取組を推進します。

#### 主な取組

- 市や社協と国際交流協会との連携により、市内で行われている交流行事等の把握を進め、好事例について発信
- 外国人や外国にルーツのある地域住民等が地域の中で自然とつながりが持てるよう、地域団体等と連携して、住民同士の交流機会を拡充

## 施策③ 居場所等の情報収集力や情報発信力の向上

### 取組の推進方針と主な取組

#### 居場所や地域活動の情報一元化

専用ウェブサイトの開設など、地域での居場所や活動等の情報を得やすい環境を整え、発信内容のより一層の充実を図ります。

また、ウェブサイトでの情報発信にあたっては、適時更新し、適切な情報を最適なタイミングで発信できるよう、地域住民との連携により、地域情報が社協等の運営機関に集まるような働きかけを行うなど、掲載情報の継続的な把握や更新作業の負担軽減を図ります。

##### 主な取組

- 社協や市が、地域にある居場所や住民活動の情報を発信している専用ウェブサイト「たからづかつどい場マップ」や「宝塚市シニアスポット」などの内容充実
- 地域住民や関係機関との日ごろからの連携による情報共有の促進

#### 多様な手段による効果的な地域情報の発信

情報の内容やターゲット層に合わせて、広報誌や機関誌などの紙媒体やSNS\*など複数の発信手段を組み合わせ、地域の居場所等の情報や、活動の好事例などの効果的な発信に努めます。

##### 主な取組

- 社協や関係機関・団体と連携し、紙媒体やSNSなどターゲット層に届く多様な発信手段により効果的に地域情報を発信

#### 制度や仕組みに関する正確でわかりやすい情報発信

福祉の制度や仕組み、サービス内容などを、必要とする人へ確実に情報提供できるよう、情報のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、地域活動の場での情報提供や事業者との連携により、正確でわかりやすい情報発信に努めます。

##### 主な取組

- 年齢や障害（がい）の有無に関わらず、誰もが必要な情報にアクセスし、理解・利用ができるよう、多様な発信手法を用い、わかりやすい情報発信を市全体で促進
- 氾濫するネット情報に対して正確な情報が伝わるよう市の公式情報等を適切に発信

SNS | Social Networking Serviceの略で、インターネット上で人々が情報共有、交流するためのサービス。

## 施策④ 地域における居場所の充実

### 取組の推進方針と主な取組

#### 既存施設等を生かした多様な居場所づくりとエリアごとの拠点把握

地域の身近なところでの多様な居場所（ふれあいいきいきサロン\*、いきいき百歳体操、老人クラブ、児童館、地域利用施設、共同利用施設など）の継続的な運営、活用推進を支援します。

また、民間企業との協働によるクールシェアスポット（夏期設置）や社協地区センターなど、誰もが気軽に立ち寄れるところや居場所も増えてきており、世代間交流をはじめ、障害（がい）の有無・性別・国籍などに関わらず多様な人々の交流の場となるよう、居場所の更なる充実を図ります。

#### 主な取組

- 公共・民間の既存施設やスペースを生かした居場所の拡充や世代間交流の促進、障害（がい）当事者のニーズに応じた地域の居場所拡充
- 社協や関係機関と連携したエリアごとの拠点の把握

#### 居場所における活動者と専門職の連携推進

居場所が、参加者が互いに理解し合える場、ニーズや課題を早期にとらえられる場、ちょっとした悩みでも気軽に相談できる場となるよう、活動者と専門職との連携を推進します。

#### 主な取組

- 居場所での主体的な講座実施や見守り活動などに対し、必要に応じて、社協や地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）等の専門職が関わり、出前講座や福祉学習プログラムの提案などの支援を実施

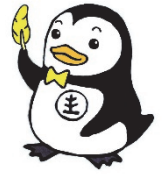
**ふれあいいきいきサロン** | 平成6年(1994年)に全国社会福祉協議会が提唱した、高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民運動プログラム。現在、市内では100を超えるサロンが住民の手で自治会館や集会所、民家等を拠点に行われており、高齢者だけでなく、子育て家庭や障害（がい）者等も含めた「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」となっている。

## 施策⑤ 犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援

### 取組の推進方針と主な取組

### 再犯防止推進計画

更生保護マスコットキャラクター  
ホゴちゃん



### 更生保護\*や再犯防止に関する関心・理解の向上

罪を償い地域社会に戻ってきた人が、再び犯罪をすることなく社会生活を送るためには、何よりも地域住民の理解や温かい見守りが不可欠で、地域の身近な支援者である保護司などを通じ更なる啓発が必要です。保護司会等の更生保護活動や再犯防止について、多くの市民や企業・団体等をはじめ、地域での関心・理解を深められるよう取組を進めます。あわせて、学校との連携により、若い世代への啓発事業を展開していきます。

#### 主な取組

- 「社会を明るくする運動\*」を通じた更生保護や再犯防止への理解向上
- 学校との連携による作文コンテストなどの啓発事業の展開

### 更生保護団体や多機関との連携による就労支援など自立支援の取組の推進

地域や多機関との連携により、就労先の確保や離職の予防、家族関係に対する支援など、犯罪や非行をした人が自立し安定した生活を送るための伴走型支援\*を強化する必要があります。自立に向けた相談窓口や福祉サービスの更なる周知を行うとともに、社会復帰の支えとなる就労先や住宅の確保、就労後の定着支援などに取り組みます。

#### 主な取組

- 犯罪や非行をした人の自立に関する相談窓口や福祉サービスの周知
- 生活困窮者自立支援事業\*等による就労・住居確保等支援や就労先等の充実、就労後の定着支援、地域への参加支援
- 市の工事請負契約に係る競争入札参加資格審査での協力雇用主の優遇措置

### 更生保護団体と、市、関係団体・機関等、地域との連携強化

更生保護団体の様々な協議の場への参加を通じて、情報の共有を促進するなど、更生保護団体と各関係者等との連携の強化を図ります。また、市は更生保護団体と民生委員・児童委員や地域との連携の支援を行います。

#### 主な取組

- セーフティネット会議など様々な協議の場への更生保護団体の参加促進

**更生保護** | 犯罪や非行をした人の立ち直りに向けて、社会の中で適切な指導や支援を行い、社会復帰と自立を助けることにより、安全安心な地域社会をつくることをめざす活動。  
**社会を明るくする運動** | すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動。  
**伴走型支援** | 支援者が支援対象者とながり続ける支援。本人の暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人の主体性を尊重しながら、本人に伴走し継続して寄り添い続ける支援。  
**生活困窮者自立支援事業** | 生活の困りごとに関する相談を受け付け、一人一人の状況にあわせた、自立に向けた支援、住まいの支援、就労支援などを行う事業。

## 2. 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり

### 現状と課題

- 社会情勢の変化により、様々な分野で地域における次世代の活動者不足が課題となっています。また、支える側、支えられる側という関係からお互いに支え合う関係となり、誰もが生きがいと役割を持って暮らせる地域づくりが求められています。
- 活動を継続するために、活動者において、「子育てを終えた人や定年退職した人等への広報・周知」「得意なことや専門的知識・資格を持つ地域の人材の把握」などが重要視されており、「新たな人材の確保・育成に向けた支援」が市に期待されています。
- 市が事業運営を支援する、社協、宝塚NPOセンターなどの中間支援組織\*が、地域活動や市民活動の支援等を行っています。また、SNSを活用したボランティア募集、活動者同士の仲間づくりの取組や、認知症サポーター\*養成講座などの啓発や学習の講座を通じた人材育成の取組も進めており、認知症サポーター数やzukavoのSNS登録者数は年々増加しています。
- また、zukavoの公式LINEによる単発スタッフ募集への応募は多く、個人の可能な時間で参加できる活動ニーズはあり、潜在的な活動希望者はいると考えられます。
- 社会参加の促進に向けては、事業者と連携した高齢世代の就労支援や生活困窮者の就労等の支援などに取り組んでいます。
- 一方で、高齢者において「生きがいが思いつかない」、障碍(がい)者において「参加したい地域活動や行事が特にない」といった声があげられている状況です。

課題① SNSの活用、体験的活動の場や仲間づくりの場の提供などのほか、継続的に支援策を検討し、地域福祉に参加する人づくりを進める必要があります。

課題② 各種人材養成講座の受講者や個人の得意を生かした地域における活躍の場づくりを進める必要があります。

課題③ 社会参加の促進に向けて、多様な分野との連携により、体験的就労の場\*や中間的就労の場\*を増やす必要があります。

課題④ 地域づくりや社会関係づくりを進めるため、その支援等の役割を果たす中間支援組織を支援する必要があります。

**中間支援組織** | 地域における様々な活動や、個人、地域団体、NPO、行政、事業者などの活動主体間の連携を支援する組織。人・もの・資金・情報といった資源のマッチングやネットワークの構築、価値や問題解決方法の創出などを行う。

**認知症サポーター** | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守り、応援する人のこと。各地域で実施される「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができる。

**体験的就労の場** | 「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションが上手くとれない」など、直ちに就労が困難な人に提供する一般就労に向けたプログラムにおける就労体験の場。

**中間的就労の場** | 直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場で、一般就労に向け、支援を通じてその人にあった柔軟な働き方ができる就労訓練の場。

## 施策⑥ 地域福祉に参加する人づくり

### 取組の推進方針と主な取組

#### 地域の活動者支援・人材把握

地域福祉を担う活動者への理解促進や活動者同士の交流促進など、活動者が継続的に活動しやすい環境づくりを進めます。あわせて潜在的な活動希望者に、地域の様々な活動情報が伝わるよう、SNSの活用等により効果的な情報発信に努めるとともに、活動へのきっかけづくりとして、単発的なボランティア活動への参加を促すなど、体験的な活動の場づくりに取り組みます。

#### 主な取組

- 民生委員・児童委員や保護司の活動への理解を促す取組の推進
- 協働のまちづくり推進会議による「つながりカフェ\*」など、活動者や活動希望者の交流、仲間づくりにつながる取組の推進
- 地域活動情報のSNSでの効果的な発信や体験的参加機会の拡充

#### 担い手観の変化に応じた人材確保や活動支援方策づくり

市、社協、宝塚NPOセンターで連携し、地域活動者の人材確保策などについて定期的に意見交換を実施しており、今後も継続して検討し、担い手の見方や考え方の変化に応じた、主体的参加を促す人材確保や活動支援方策づくりを進めます。

#### 主な取組

- 市、社協、宝塚NPOセンターの連携による支援方策づくり

## 施策⑦ 地域における活躍の場づくり

重点施策

### 取組の推進方針と主な取組

#### 関係機関や民間企業と連携した養成講座等の受講者の活躍の場づくり

各種人材養成講座等の受講者が、それぞれの力を発揮し、地域で活躍できる場づくりを進めます。

##### 主な取組

- 組織横断的に好事例を共有し、講座の受講者が実際に地域で活躍できる場や役割を創出

#### 個人やグループの得意なことや興味関心を生かした活躍の場づくり

誰でも得意なことや興味関心を生かして活躍できるよう、社協等と協力して地域活動等とのコーディネートを行います。

##### 主な取組

- テーマ型の活動者と地縁組織との協働の取組の推進
- zukavo 公式LINEでの発信やコーディネートによる活躍の場とのマッチング推進

## 施策⑧ 福祉以外の分野との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり

### 取組の推進方針と主な取組

#### 商工業分野等との連携による多様な就労の場や活躍の場づくり

高齢者や障碍(がい)者、生活困窮者などの生きがいや地域社会とのつながりづくりとして、福祉分野だけでなく、商工業、農業など福祉以外の分野の事業者等との連携により、当事者の主体性を尊重し、ニーズや状況に応じた選択ができるよう、多様な就労の場や活躍の場づくりを進めます。また、公園アドプト\*や地域防災(防災リーダーなど)など、市民と行政との既存の協働事業との連携により、活躍の場の選択肢を広げます。

##### 主な取組

- 健康・生きがい就労トライアル事業\*において、市と包括連携協定を締結している民間企業などと連携し、高齢者の就労先を拡充
- 生活困窮者支援において、商工業や農業の分野などと連携し、体験的就労の場や中間的就労の場を充実
- 市民の参加や協力により進めている既存の取組と連携した活躍の場の選択肢の拡大

公園アドプト | 市と地域団体等が公園の管理に関する協定を締結し、公園の管理を市と協働で実施する制度。

健康・生きがい就労トライアル事業 | 高齢者が人材不足に悩む福祉事業所や保育所等で、短時間・短期間の就労に取り組み、生きがいや地域での活躍の場を得る仕組み。市民の発案により宝塚市で始まった事業で、他市へも広がっている。

## 施策⑨

# 社会福祉協議会等の地域福祉の中間支援組織における事業運営の強化

### 取組の推進方針と主な取組

#### 社会福祉協議会の安定的な事業運営支援

地域福祉の担い手や地域活動の支援、社会参加の支援など、地域福祉の推進において中心的な役割を果たす社協の安定的な事業運営を支援します。

##### 主な取組

- 社協との緊密な連携促進と市による継続的な運営支援の実施
- 福祉分野にとどまらない市内の多分野と社協との連携促進

#### 社会福祉法人連絡協議会との協働による地域貢献活動の推進

社協が事務局を担当する「宝塚市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット宝塚）」は市内の社会福祉法人が連携し、地域生活課題の解決を図る取組を進めています。地域との協働の取組や社会参加支援における協働の取組など、社会福祉法人の地域貢献活動を推進します。

##### 主な取組

- 地域のニーズに応じた社会福祉法人と地域団体等との協働の取組や、法人による地域住民の活動支援の推進
- 生活困窮者支援における協働の取組の推進

### 3. 基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上

#### 現状と課題

- 子育て世代は「地域による子どもの育成の取組」を期待しています。市では高齢者が地域の子育て支援者として活躍する機運を高めるため「たから・まご手帳」を発行しています。
- 自治会、まちづくり協議会等から、「他組織・機関との情報交換・交流・連携調整等」が求められており、専門職は、地域とのつながりを一層築いていきたい意向があります。
- 市職員の各まちづくり協議会活動への継続的参加や、地域福祉研修\*による地域住民と連携・協働できる専門職の育成など、地域と連携・協働できる人材の育成に取り組んでいます。
- 隣近所とのつきあいを必要と感じている市民は多く、活動者においては、世代や分野に関わらず「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」が必要と考えられています。
- 社協、地域包括、事業者が連携し、たからづか地域見守り隊\*の仕組みによる見守り活動を実施しています。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）\*と社協の地区担当\*との連携により、住民主体の見守り・支え合い活動等についての把握が進んでいます。
- 大規模災害に備えた要援護者の避難支援に係る取組を進めており、民生委員・児童委員を中心に、地域での災害時要援護者\*と避難支援組織などのつながりが進んでいます。

課題① 地域で子ども・子育て世帯が孤立することのないよう、地域ぐるみの子育てを推進するための機運を更に高める必要があります。

課題② 重層的なエリア（16頁のエリア設定の図を参照）における協議・協働の場への参加者の多様化を図るとともに、地域住民と福祉専門職、市職員等がつながり、課題解決に向けて話し合う機会を増やす必要があります。

課題③ 地域住民と協働できる市職員や専門職の育成に引き続き取り組む必要があります。

課題④ 地域での見守り・支え合いが重要であり、災害時にも助け合えるよう、日ごろからのつながりづくりを進める必要があります。

**地域福祉研修** | 平成28年度（2016年度）から社協が中心となり市と連携して実施している地域福祉に関する研修。令和3年度（2021年度）から社会福祉法人連絡協議会が企画に参画し3者共同で主催。福祉等の専門職及び行政職員を対象に、地域福祉を基盤とした多職種連携や地域との協働の在り方について理解を深めることを目的としており、地域共生社会の実現に資することを目指している。

**たからづか地域見守り隊** | 市と社協が推進する見守り活動支援の仕組み。登録事業者（店舗や企業、配達業者、郵便局、金融機関など）が地域住民の気になることや異変を察知した場合に、地域包括や社協に連絡し対応を依頼する。

**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）** | 地域福祉活動の分析や調査をもとに、見守り・支え合い活動者のネットワークづくり、民間事業所とのネットワークづくりなど、様々な「つなぎ役」を担い、市内全域を対象に、見守り・支え合い活動をはじめとした生活支援体制の充実を推進する人。

**社協の地区担当** | 地域に身近な相談窓口として、7地区ごとに担当者を配置。福祉活動に関する相談・情報発信、見守り・支え合いに関する啓発や話し合いの場づくり、福祉学習会の企画・啓発など、地域福祉活動を支援。

**災害時要援護者** | 宝塚市では、災害時に1人で避難が難しい人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、介護保険制度の要介護度区分が3以上の人、生命維持に必要な医療的ケアを受けている人（人工透析患者など）を対象とする。また、災害時要援護者のうち個人情報提供に同意した人の情報を、市が地域の避難支援組織に提供し、災害が起きた時、地域の中で安否確認や情報提供などの支援が受けられるようにするための制度を災害時要援護者支援制度という。

## 施策⑩ 地域ぐるみの子育て支援の推進

### 取組の推進方針と主な取組

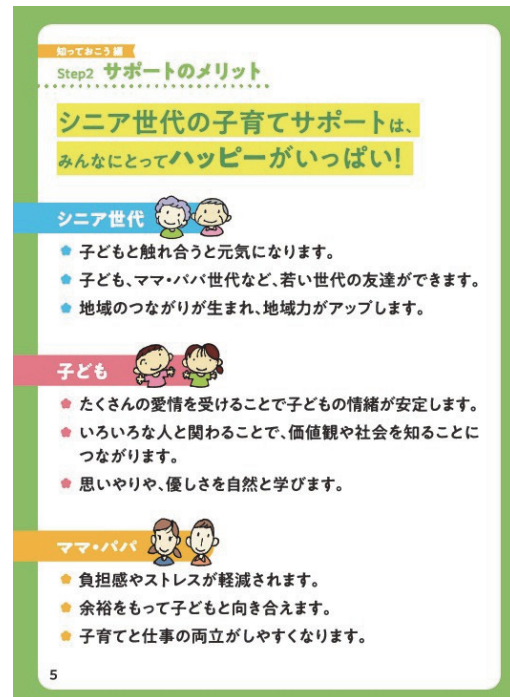
#### 地域住民との協働による子育て支援の推進

少子化、世帯の小規模化・単身化、共働き世帯の増加など、子ども・子育て世帯を取り巻く状況が変化中、次代を担う子どもたちを社会全体で育むことをめざした取組が求められています。子ども・子育て世帯が孤立することなく地域で安心して生活できるよう、また、子どものころから地域の様々なつながりの中で育まれるよう、地域住民との協働による子育て支援を推進します。

更に、近年、社会全体の課題として、子どもの貧困、不登校、発達などの障碍(がい)への対策も求められています。子ども施策として様々な取組を進めていますが、それらの課題や取組について、関心が高まり、地域の中で理解が進むような機会を増やしていきます。

#### 主な取組

- 子ども家庭支援センターや社協による助成のほか、運営に関するノウハウの情報提供など、親子育てグループや子育て支援グループの活動支援の推進
- たから・まご手帳による啓発や、社協との協働などにより、高齢者が地域の子育て支援者として活躍できる場に関する情報発信の強化
- 社協との連携により住民主体の子どもの居場所や体験の場づくりなどの活動支援
- 子どもを取り巻く様々な課題について既存の話し合いの場等で学ぶ機会を拡充



『たから・まご手帳』は、地域に住む祖父母世代・シニア世代の方々に子どもたちを「地域のたから」「地域のまご」として応援してほしいという思いから、市が令和5年度(2023年度)に作成した冊子です。

## 施策⑪

## 多様な参加者による話し合いの場の充実

## 取組の推進方針と主な取組

## 地域の話し合いの場への専門職や事業者の参加促進

課題解決に向けて、地域住民や地域の活動者・団体と専門職や事業者などの多様な主体が有機的につながるよう、地域における話し合いの場への専門職等の参加を促進します。多様な主体が参加して話し合う機会を増やし、課題を共有して具体的な課題解決の取組を推進するとともに、連携・協働による地域福祉活動の展開など地域活動の活性化にもつながるよう継続的に取り組めます。

## 主な取組

- 地域福祉研修や地域生活支援会議の場での促しを通じた、校区ネットワーク会議等への市職員や専門職等の参加促進
- たからづか地域見守り隊やクールシェアたからづかの協力事業者などへの、地域活動や地域の話し合いの場への参画促進

## 地域の話し合いの場への当事者の参加促進

当事者も地域の主体として、共に課題解決や地域づくりを進めていけるよう、地域の話し合いの場への参加を促進します。

## 主な取組

- 専門職や当事者仲間からの働きかけと、支援者と地域活動者との協働による地域の話し合いの場への当事者参加の促進

## 施策⑫ 市職員や専門職の協働意識の向上

### 取組の推進方針と主な取組

#### 市職員の協働意識向上の取組推進

市では、次長級職員を協働の取組推進担当として各まちづくり協議会に1人ずつ配置し、地域ごとのまちづくり計画の協働による推進を図っています。また、若手職員が協働による仕事の進め方を学ぶため、継続的に各まちづくり協議会の活動に参加する（「地域活動きずな研修」）など、市全体で市民との協働の取組を進めています。

市民との協働を基本とするまちづくりの理念に基づき、市民との対話を通して、引き続き市職員の協働意識向上に資する取組を進めます。

#### 主な取組

- 協働の取組推進担当次長の配置、地域活動きずな研修、各種の出前講座など、市職員が積極的に地域に出向く取組を推進

#### 専門職による地域づくりへの関わり促進

地域福祉研修により地域住民と連携・協働できる専門職の育成や認知症サポーター養成講座等への施設職員の参加、地域生活支援会議等を通じた地域との連携など、専門職と地域との連携・協働を進めています。早期に地域の課題を共有し、適切な支援や予防的な対応につながるよう、更に、様々な専門職の関わりや各地域での連携・協働の拡充に取り組みます。

#### 主な取組

- 専門職が地域ニーズを把握し、積極的に地域づくりに関われるよう、地域福祉研修や地域生活支援会議を通じた協働意識の向上

## 施策⑬ 地域におけるつながりづくり

### 取組の推進方針と主な取組

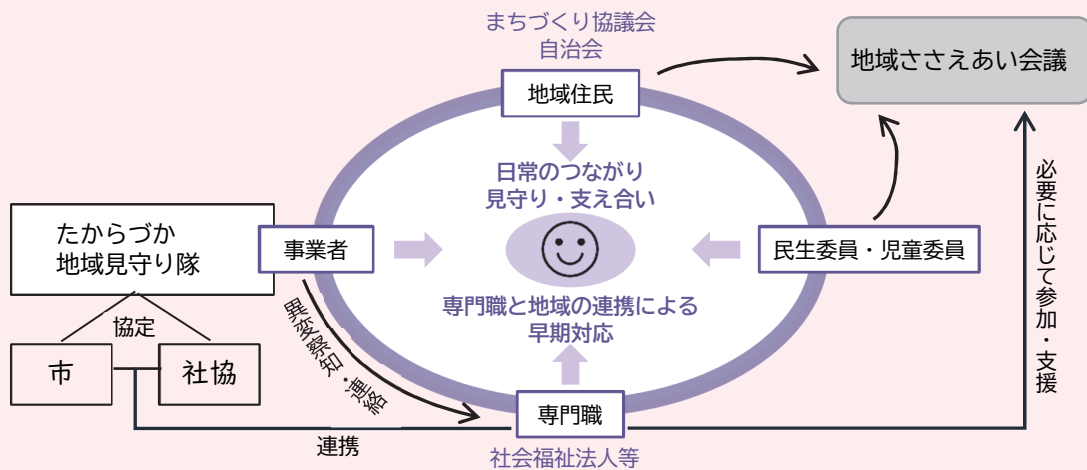
### 重点施策

#### 見守り・支え合いの推進

地域での活動を中心に、様々な主体が見守り・支え合いに取り組んでいます。地域でのつながりが希薄化する中、地域で安心して暮らすために、身近なところで困りごとに気づき合える地域住民同士の見守り・支え合いの重要性への理解を促し、身近な人を気にかける意識づくりを推進します。また、自治会等の地縁組織の縮小化・高齢化が進む中、見守り・支え合い活動における事業者との連携や、地域での様々な活動における交流、見守り・支え合いを促進します。

#### 主な取組

- 生活支援コーディネーターや社協の地区担当による住民活動の支援、くらしのパートナーの取組・啓発による誰もが身近な人を気にかける意識醸成の促進
- たからづか地域見守り隊やクールシェアたからづか協力事業者など、商店や企業との連携活動の推進
- 楽しさややりがいを感じられるようなつながりづくりに向けて好事例の共有



#### 防災の取組を通じた助け合いの推進

災害が頻発する中、防災は全市的な共通課題として関心が高まっており、防災の取組を通じて地域における助け合いを推進します。災害時においても身近なところでの助け合いが必要であり、災害に備えて、避難支援組織の立ち上げなど災害時要援護者支援制度の推進を図るとともに、緊急時における迅速な対応につなげられるよう、地域の防災訓練や交流活動への要配慮者の参加を促進するなど、日ごろからのつながりづくりを推進します。

#### 主な取組

- 出前講座等の実施による災害時要援護者支援制度の理解促進
- ケアマネジャー\*や相談支援専門員\*などによる要援護者の地域の防災訓練等への参加支援の推進

**くらしのパートナーの取組** | 誰かが発した小さなつぶやきなど様々な思いを受け止め、その人が地域の中でつながりや役割を持てるよう、そっと後押しする人を、また、その活動そのものを、宝塚では「くらしのパートナー」と呼び、誰もが支え合える地域づくりを推進。

**ケアマネジャー** | 「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な支援・サービスを利用できるように、ケアプランを作成し、市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、取りまとめる人。

**相談支援専門員** | 障害（がい）のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般に関わる相談に応じ、障害（がい）福祉サービスを利用するための計画の作成、関係機関との連絡・調整などを行う専門職。

## 4. 基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実

### 現状と課題

- 7つの全地区・ブロック域に児童館・子ども館、地域包括、委託相談支援事業所、社協地区センターを整備し、それぞれの管理者会議等とともに、地域包括、委託相談支援事業所及び地区センターの3者連絡会や地域生活支援会議の創設により、地区・ブロック域における分野を超えた多機関・多職種のネットワーク強化を進めています。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」を設置し、各分野からの問題抽出や生活困窮者に対する個別支援の中でみられる問題を整理し、制度のはざまや複合多問題への対応を促進する体制を構築しています。
- 一方で、生活に不安や悩みを抱えた時の相談機関等について、「どの機関も知らないのではわからない」市民が多い状況があります。
- 専門職から、高齢分野と障害(がい)分野の連携はしやすくなっているものの、更に児童分野、学校、保健医療との連携を求める意見とあわせて、きめ細やかな対応にあたってのマンパワー不足の意見が出されています。また、制度のはざまに対応する生活困窮者自立支援制度ができて、更なるはざまがあり、先を見通した対応が必要との意見が出されています。
- 高齢者及び障害(がい)者への虐待の内容として、「身体的虐待」の件数が増えており、児童虐待の新規通告内容として、「身体的虐待」、「心理的虐待」が多くなっている状況です。
- 権利擁護支援センターを中核機関として位置づけ、成年後見制度に関する取組を進めています。また、「権利擁護・成年後見ネットワーク協議会」を通じて、支援関係者間の関係づくりを進めるとともに、意思決定支援や後見人等の役割について共通理解を深めています。
- 成年後見制度利用者数は、微増傾向ですが500人程度であり、制度について「内容を知らない」市民が6割近くみられるなど、制度についての周知、理解が進んでいない状況です。

- 課題① 居住支援、不登校支援、若者支援、外国人支援、身寄りのない単身者支援などを意識しながら、庁内の連携を組織的に強化する必要があります。また、包括的支援体制の構築に向けた課題整理を行う必要があります。
- 課題② 生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」の活用促進など、多機関連携の充実が必要です。
- 課題③ 各相談支援機関の広報周知と相談しやすい環境整備を進めるとともに、潜在的な相談者の発見に向けて、アウトリーチ\*など予防的な対応への積極的な展開が必要です。
- 課題④ 全市的な福祉人材の確保とともに、市職員の人材育成や資質向上を組織的に行う必要があります。
- 課題⑤ ニーズに応じて成年後見制度が利用できるよう地域における人材育成とあわせて、周知・啓発や本人・家族等への支援が必要です。また、国における成年後見制度の動向を注視しながら、意思決定支援に対する理解者を増やしていく必要があります。

## 施策⑭ 総合相談支援体制の強化

重点施策

### 取組の推進方針と主な取組

#### 庁内の連携体制の強化

総合相談支援体制の強化にあたり、庁内の連携をより一層強化します。これまでも庁内では各分野で必要な連携を図りながら相談支援業務を行っていますが、複雑化・複合化する課題に対応し、「断らない」相談支援体制を充実できるよう、相談支援業務を担う関係課が共通理解のもと連携できる体制を構築します。

その中で、市職員の人材育成や資質向上を組織的に行うとともに、各福祉分野だけでなく、教育、居住、労働などの分野を含め、分野横断的な連携の仕組みやルールづくりなどを進めます。

#### 主な取組

- （仮称）相談支援包括化推進員連絡会（以下、「連絡会」という。）の創設
- 連絡会を中心に、支援者間の連携における課題や要支援者の地域生活における課題の整理を行い、連携の仕組み・ルールづくりや解決に向けたプロジェクト提案を実施
- 相談支援業務を担う職員の人材育成・資質向上に必要な勉強会等の実施

#### 多機関連携の更なる充実

地域生活支援会議の創設・実施などにより、相談支援機関の連携や多機関・多職種の専門職の面識が広がってきています。総合相談支援体制の強化に向け、庁内の連携体制とあわせて多機関連携の更なる充実を図ります。地域生活支援会議等への多分野の専門職の参加や情報共有を促進し、連携拡大を図ります。

#### 主な取組

- 生活困窮者自立支援制度の支援会議を活用した支援者間の情報共有や連携の促進
- 地域生活支援会議を通じた多機関・多職種の面識拡充や、同会議の企画（コア）会議メンバーを中心に地域課題の整理や連携促進の仕掛けづくり
- セーフティネット会議の機能強化

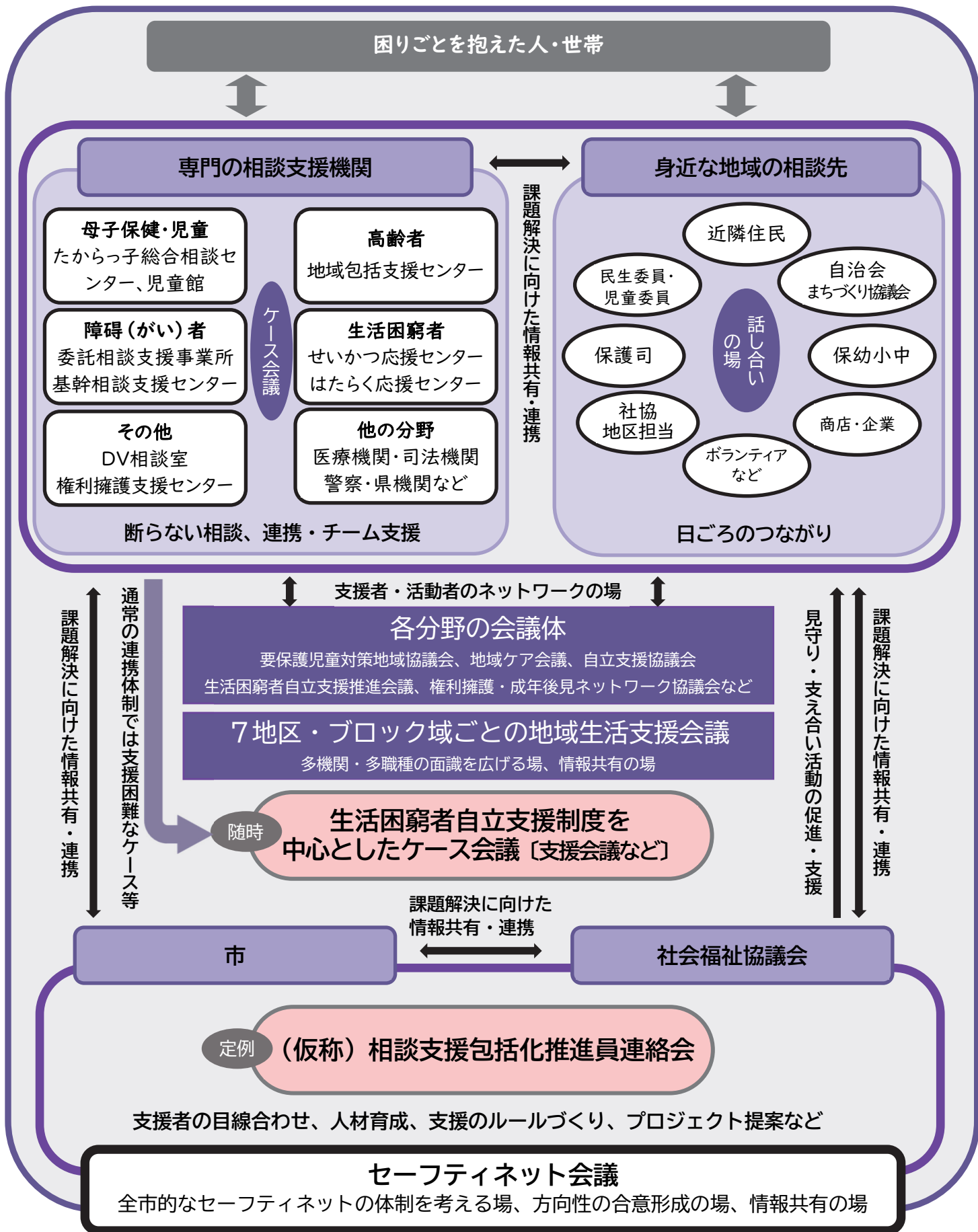
#### 各相談機関・窓口の機能充実及びわかりやすい周知の推進

複雑化・複合化した支援ニーズを受け止め、様々な課題へ対応できるよう、市職員・専門職の資質向上を図るとともに、各相談機関や相談窓口に関する広報・周知を促進するなど、不安や悩みを抱える市民が相談しやすい環境を整備します。また、社協の協力などにより、市職員・専門職が積極的に地域とつながり、支援者の顔が見える関係づくりを進めます。

#### 主な取組

- 複雑化・複合化した支援ニーズを受け止められるよう、連絡会や地域生活支援会議などを通じ市職員・専門職の知識や対応力を向上
- あらゆる機会・様々な媒体を通じて相談窓口の認知度を向上
- 市職員・専門職が積極的に地域の会議等の場に出向き、顔が見える関係づくりを促進

宝塚市の総合相談支援体制の概念図 ※体制は改善を図りながら変化するため当面のイメージ



### 主な相談支援機関の概要

たからっ子総合相談センター	妊産婦及び0歳から18歳までの子どもとその家族の相談窓口として、健康センターと市役所第二庁舎に設置。妊娠・出産、子育て、子どもの成長発達、学校生活に関することなど、様々な相談に対応。
児童館・子ども館	地域の子どもの居場所や子育て支援拠点として7地区・ブロックごとに地域児童館もしくは子ども館を設置。中高生の居場所や地域児童館の統括施設として大型児童センターを設置。児童厚生員やボランティアの人たちが子どもたちの豊かな遊びや活動を支援。子育てに関する相談にも対応。
地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として7地区・ブロックごとに設置。保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が、高齢者が安心して生活できるよう総合的に支援。認知症相談センターとして認知症に関する相談にも対応。
委託相談支援事業所	障害(がい)のある人の相談窓口として7地区・ブロックごとに設置。社会福祉士等の専門職員が相談に応じ、障害(がい)のある人が安心して生活していくために、必要な情報提供等や権利擁護のための必要な支援に対応。
高齢者・障害(がい)者権利擁護支援センター	高齢者・障害(がい)者の権利擁護支援に関する総合的な支援の相談窓口として設置。各関連機関と連携をして、権利擁護に関する相談や成年後見制度利用の手続きに関する相談に対応。
せいかつ応援センター	生活や就労に関して困りごとや不安を抱えている方の相談窓口として、市役所本庁に設置。相談内容に基づき相談者と支援員と一緒に自立に向けた活動等を検討して作成する支援プランをもとに、自立に向けた支援を提供(支援の提供は、関係部署、関係機関の連携を含む)。
はたらく応援センター	せいかつ応援センターへの相談のうち、就労の支援を希望する方へ、就労支援員が一般就労に向けた支援を実施する。また、直ちに一般就労に向けた活動が困難な方に対して、社会的なスキルトレーニングや、生活習慣を整えるため日常生活を立て直すための支援も行う。
社会福祉協議会地区センター	地域に身近な相談窓口として、7地区ごとに担当者を配置。福祉活動に関する相談・情報発信、見守り・支え合いに関する啓発や話し合いの場づくり、福祉学習会の企画・啓発など、地域福祉活動を支援。

### 主な会議体の概要

要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行う機関。
地域ケア会議	高齢者への支援の充実、ケアマネジャー等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」等から構成される。
自立支援協議会	「障害(がい)のある人が自立し、安心して暮らせるまちづくり」を目指して、適切な支援や支援体制に関する課題などについて、障害(がい)特性、地域の現状等の情報共有や連携をしながら、多様な障害(がい)福祉の関係者により、地域の実情に応じた体制の整備などの協議を行う場。
生活困窮者自立支援推進会議	自立支援制度が創設された社会情勢を深く認識するとともに、その支援体系における「自立と尊厳」「つながりの再構築」「子ども・若者の未来」及び「信頼による支え合い」という四つの視点を共有するために、自立支援制度を推進し、庁内連携を深めるために、年1回程度開催する。
権利擁護・成年後見ネットワーク協議会	成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用支援計画において、関係機関とのネットワークの構築及びその促進を図ることを目的とした協議会。協議会は成年後見業務を行う専門職団体、民間団体、日常生活自立支援事業の受託者である社会福祉協議会、市職員等から構成される。
セーフティネット会議	総合相談支援のネットワークを形成するため、市民団体や行政機関等の関係者が集まり、制度のはざま・複合多問題など、地域住民が抱える生活課題について情報共有や話し合いを行う場。

## 施策⑮ 権利擁護に関する支援の充実

### 取組の推進方針と主な取組

#### 権利擁護に関する体制の充実

[関連：成年後見制度の利用支援（38ページ）]

児童・高齢・障害(がい)等、各分野の専門機関や団体において、権利擁護に関する相談支援を実施しています。今後、少子高齢化や家族関係の希薄化等を背景に、身寄り問題や住宅確保の問題、虐待やDV、権利侵害など、権利擁護支援のニーズは、ますます高まっていくことが予想されることから、本人を中心とした権利擁護支援体制の充実に努めます。

あわせて権利擁護に関する理解醸成、制度や相談窓口の周知・啓発を進めます。

また、児童、高齢者、障害(がい)者への虐待やDV等による権利侵害の防止や権利擁護の推進に向け、関係者間や地域との情報共有・連携の強化を図ります。

#### 主な取組

- 今後、ニーズの増大が見込まれる身寄り問題や住宅確保の問題について、権利擁護・成年後見ネットワーク協議会や自立支援協議会等で議論を深め、取組の方向性を共有
- 虐待・DV等の早期発見・早期対応に向けた継続的な啓発と地域との連携促進
- 人権擁護委員\*、子どもの権利サポート委員会\*、権利擁護支援センター、地域包括、委託相談支援事業所などの相談機関の継続的周知と各種ネットワークの場を通じた関係者間の情報共有の促進

#### 意思決定支援の推進と権利擁護人材の育成強化

[関連：成年後見制度の利用支援（38ページ）]

本人を中心とした権利擁護の支援体制づくりにおいて、本人の意思を尊重する意思決定支援に向け、関係機関及び関係者の意識醸成を図り、取組の方向性を共有するとともに、研修等を通じ、権利擁護における意思決定支援に関する人材育成の強化を図ります。

#### 主な取組

- 権利擁護・成年後見ネットワーク協議会や自立支援協議会等で議論を深め、意思決定支援の推進に向けた意識醸成や取組の方向性を共有
- 各分野の意思決定支援ガイドラインを活用した研修等の実施

**人権擁護委員** | 法務大臣からの委嘱を受け、人権相談を受けるほか、小中学校での人権教室や街頭啓発など、人権の大切さについて理解を深めるための活動を行うボランティア。

**子どもの権利サポート委員会** | 宝塚市子どもの権利サポート委員会条例に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、市長の附属機関（第三者機関）として設置。委員会が子どもの権利に関する相談を受け、その救済を図るための調整・調査活動を行い、必要に応じて、市の機関・民間子ども施設及び市民等に対して是正勧告・改善要望や意見表明を行う。

## 成年後見制度の利用支援

## 成年後見制度利用支援計画

### 権利擁護の推進に向けた地域連携ネットワークの機能強化、人材育成

成年後見制度の改正による新たな支援・推進体制を見据え、権利擁護支援センターを中核機関とした権利擁護・成年後見ネットワーク協議会の機能や取組の強化を図ります。また、地域における権利擁護の意識を高め、推進役となる人材の確保・育成に向けて、多機関協働による市民後見人\*及び権利擁護支援者・サポーターの養成講座等、人材育成の強化に取り組めます。

※39 ページの図「宝塚市の中核機関及び地域連携ネットワーク図（イメージ）」参照

#### 主な取組

- 権利擁護・成年後見ネットワーク協議会の構成メンバーの充実（当事者団体等）
- 法人後見\*の検討推進

### 成年後見制度の周知・啓発や本人・家族等への申立て支援

高まる権利擁護支援のニーズに対応するため、市や権利擁護支援センター等の職員が地域団体の活動の場や専門職の研修の場等に積極的に出向き、制度理解や本人の意思を尊重しようとする「意思決定支援」について周知・啓発を図ります。また、申立てについて、気軽に相談できるような地域の相談体制を整備し、申立て時には、法テラス\*等の各種専門機関と連携し、スムーズに申立てができるよう連携の強化を図ります。

#### 主な取組

- 独自のガイドブックを作成し、権利擁護支援ネットワーク連絡会で普及・啓発の方法を話し合い、専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員など）の研修体制を強化
- 身近な専門職による相談体制の整備と権利擁護・成年後見ネットワーク協議会を通じた連携強化
- 生活困窮者への申立て助成（生活保護受給者及びそれに準ずる人）や報酬助成の実施

### 日常生活自立支援事業\*との連携強化

権利擁護支援のニーズを早期の段階で把握し、本人の意思決定を支援できるように制度や各種事業の周知、利用促進を図ります。また、成年後見制度の改正による新たな支援・推進体制を見据え、法定後見終了者が希望する支援にスムーズにつながるよう支援者の拡充を図ります。

#### 主な取組

- 日常生活自立支援事業の生活支援員として、市民後見人及び権利擁護支援者・サポーター養成講座終了者の雇用を促進

**市民後見人** | 県が示す市民後見人養成の手引きによれば、「地域で暮らす判断能力の不十分な認知症の人や知的障害（がい）者、精神障害（がい）者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神を持った市民」であり、「家庭裁判所より後見人等（保佐人・補助人を含む。以下「後見人等」という。）としての選任を受けた者」としている。

**法人後見** | 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

**法テラス** | 国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所。法テラス・サポートダイヤルや地方事務所（兵庫県内は神戸市・尼崎市・姫路市）で困りごとの内容に応じて、相談窓口や一般的な法制度情報を無料で提供。

**日常生活自立支援事業** | 福祉サービスの利用援助手続きや申請代行等の利用援助をはじめ、日常的な金銭管理や書類等の預かりを行い、自己決定能力が低下しているために様々なサービスを十分に利用できない人や、日常生活に不便を感じている高齢者や障害（がい）者への支援を行う事業。

宝塚市の中核機関及び地域連携ネットワーク図 (イメージ)

